

IFRS News

Quarter 2 2013

vol. 17

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2013年2回目となる本号では、初めに、金融商品の減損会計に関するIASBの新たな提案に注目します。それからIASBにおいて「進行中の」その他の事項について考察します。

続いて、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュースに目を向けてから、IFRSに基づき財務諸表を作成する企業に関するさまざまな財務報告の動向を検討します。最後に、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日およびコメントを募集しているIASBの公表物のリストを紹介します。



目次

IASBは金融資産の減損に関する新たな提案を公表	03
EFRAGは欧州において減損に関する提案のフィールドテストを実施	07
グラント・ソントン・インターナショナルはIFRS第9号の分類および測定の要求事項を 修正するIASBの提案に回答	08
IAS第19号の修正案	08
デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続	09
IASBは料金規制に関する情報提供要請を公表	09
グラント・ソントン・インターナショナルはIFRS Top 20 Tracker - 2013年版を公表	10
繰延税金ー落とし穴を回避するための最高財務責任者向けガイド	10
IAS第32号に基づく負債または資本の分類に関する手引を更新	11
米国のメンバーファームは最近の収益認識に関する審議について報告	11
グラント・ソントン・インターナショナルは2013年のIFRS地域トレーニング計画を発表	12
GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目	13
その他のトピッカー概要	14
新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日	17
コメント募集	20

IASBは金融資産の減損に関する新たな提案を公表

長く待ち望まれた本提案—どちらが受け入れられるか米国のアプローチと張り合う

IASBは、公開草案「金融商品: 予想信用損失」を公表しました。本公開草案には、2007年と2008年の金融危機の間に会計分野における主要な弱点として指摘された事項(すなわち、信用損失の認識の遅れ)を是正することを目的とした提案が含まれています。

本公開草案はその前の2つの公開文書(2009年11月公表の公開草案と2011年1月公表の補足文書)に続くものです。この最新の提案が最終基準化された場合には、IFRS第9号「金融商品」の1つの章として組み込まれ、最終的には当該基準によりIAS第39号「金融商品: 認識および測定」が置き換えられます。本提案により、純損益を通じて公正価値で計上していない負債性金融資産を保有している、または同様の信用供与のコミットメントを発行しているすべての企業が影響を受けることになります。

本提案の背景

金融危機を契機に、貸付金(およびその他の金融資産)に係る信用損失の認識の遅れは、IAS第39号適用上の主要な弱点として指摘されました。当該基準の下で使用されている「発生損失」モデルでは、信用損失事象が発生したという証拠が得られるまで、信用損失の認識を行わないので、その認識が遅れることが理由として挙げられます。さらに、資産の区分ごとに異なる減損の測定方法を使用することによって生じる複雑性についても指摘されました。

主要な提案内容

本公開草案は、発生損失モデルの代替方法を提案していますが、それはより将来予測的な情報を使用するものです。また、IAS第39号について指摘された複雑性に関しては、減損会計の対象となるすべての金融商品に同一の減損モデルを適用することによって対処することとなります。

本提案では、信用損失の認識は、企業がまず最初に信用損失事象を識別することに依存しないようになります。その代わりに、企業は、信用リスクの評価および予想信用損失の測定に際して、より広範な情報を考慮することが必要となるでしょう。これには、以下の情報が含まれます。

- ・過去の事象(類似の金融商品についての過去の損失の実績など)
- ・現在の状況
- ・当該金融商品による将来キャッシュ・フローの予想される回収可能性に影響を与える合理的で裏付け可能な予測

こうした将来予測的なアプローチを適用する際に、下記の項目による区分を行います。

- ・信用度が当初認識以降に著しく悪化していない、または信用リスクが低い金融商品
- ・信用度が当初認識以降に著しく悪化しており、その信用リスクが低いとはいえない金融商品

上記の2つの区分のうち初めの項目については「12ヶ月の予想信用損失」を認識し、後の項目については「全期間の予想信用損失」を認識します。

本提案の範囲に含まれる金融商品:

- 償却原価で測定される貸付金およびその他の負債性金融資産
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定される貸付金およびその他の負債性金融資産*
- 営業債権
- リース債権
- ローン・コミットメント(発行企業について)
- 金融保証契約(保証人について)

*IASBは、このような測定区分の導入を、2012年11月公表の公開草案「分類および測定:IFRS第9号の限定的な修正(2010年のIFRS第9号の修正案)」において提案しています。

「12ヶ月の予想信用損失」とは

12ヶ月の予想信用損失は、今後12ヶ月にその金融商品に生じる債務不履行の発生確率に、当該債務不履行により発生するであろう全期間の予想信用損失率を乗じて計算される。これは、今後12ヶ月間において予想されるキャッシュ・フローの不足額ではない。また、今後12ヶ月間に実際に債務不履行が発生すると予想される金融商品から生じる信用損失でもない。

「全期間の予想信用損失」とは

全期間の予想信用損失は、その金融商品の存続期間中のあらゆる時点での債務不履行の可能性を考慮した、契約上のキャッシュ・フローの予想される不足額である。

上記のように、信用度が当初認識以降に著しく悪化しており、信用リスクが「低い」とはいえない場合、その金融資産は12ヶ月の予想信用損失区分から全期間の予想信用損失区分へと移行します。したがって、12ヶ月の予想信用損失と全期間の予想信用損失との「境界線」は、報告日現在の信用リスクの変動およびリスクの絶対値レベルの両方に基づいて判定されます。

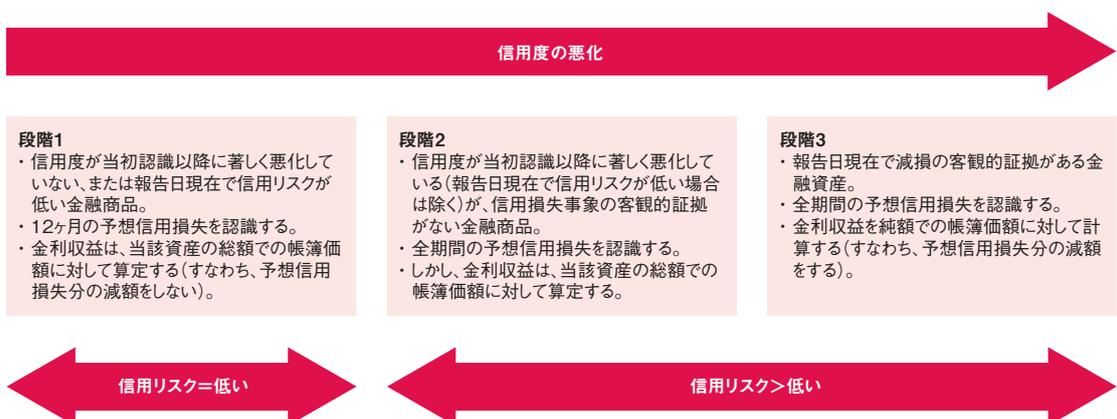
また、提案された予想信用損失モデルには第3の段階があります。減損の客観的証拠があるとされた金融資産については、金利収益は損失評価引当金を控除後の償却原価に基づいて計算されます。

企業は、自社の現在のリスク管理システムを、これらの提案を適用するための基礎として利用できるようにしよう。

3段階プロセス

本公開草案においては、金融商品の信用度の悪化の一般的なパターンを反映する方法として、3段階プロセスというものが提案されています。以下に説明します。

この3段階モデルは対照的に構成されています。つまり、信用度の著しい悪化の生じた金融資産についてその後信用度が回復した、あるいは信用リスクの絶対値が低くなった場合には、当該金融資産は段階2または段階3（全期間の予想損失区分）から段階1（12ヶ月の予想損失区分）に分類が戻されます。



特定の資産についての簡素化されたアプローチ

本提案の開発中、営業債権やリース債権などの金融商品については、12ヶ月の予想信用損失または全期間の予想信用損失のどちらで認識するかを決定するプロセスは正当化されないということが懸念されていました。

その結果、IASBは本提案に簡素化として以下の2つの事項を含めました。

- 1) 「短期」の営業債権については、企業は常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で認識しなければならない。引当マトリクスの使用など、実務上の簡便法の適用が容認されている。
- 2) 「長期」の営業債権 (IAS第18号「収益」における金融取引の構成要素である営業債権) およびリース債権については、企業は常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で認識する会計方針を選択することができる。

US GAAPとのコンバージェンス

IASBの現行の基準であるIAS第39号と同様、US GAAPも現時点では、発生損失減損モデルを使用しています。そのため、IASBとFASB (米国財務会計基準審議会) の両審議会は、予想信用損失を基礎とした、より将来予測的な減損モデルを開発するために共同で作業に取り組んできました。そしてFASBは2012年12月に、「現在予想信用損失」(CECL) モデルについての提案を公表しました。

しかし、このFASBの提案はIASBの公開草案とは異なり、信用度が当初認識以降に悪化している金融商品と悪化していない金融商品とを区別していません。その代わりに、予想信用損失は常に、IASBがその提案の中で「全期間の予想信用損失」として記述している金額で認識されることになります。

したがって、FASBの提案によると、一般的により多額の貸倒引当金が認識されることとなります。どちらの審議会の提案によっても、いわゆる「初日の損失」(負債性金融資産を組成または購入した時点で即時に発生する損失) が生じることとなり、公開草案へのコメント提出者のなかには直感に反すると考える人もいますが、FASBの提案による方が初日の損失の額は大きくなります。予想信用損失を見積って測定する際に使用すべき情報の中には、IASBとFASB両方のモデルに共通しているものもあるものの、FASBの提案では初日の損失の額が大きくなることは両モデルにおける重要な相違点です。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

IASBの公開草案とFASBの現在予想信用損失の公開草案のコメント募集期間は重なっています。そこから考えると、コメント提出者は両審議会の予想信用損失モデルを比較・対照し、そのうちの1つを選択するであろうことが予想されます。両審議会による金融商品基準に関する全般的な改善において、他の分野ではコンバージェンスが達成されないことがあっても、貸倒引当金は世界的なコンバージェンスによる解決が大いに期待される分野です。したがって、両審議会が、回答者のコメントを考慮して両提案の再検討に共同で取り組むことが求められます。我々は、この分野におけるコンバージェンスの達成が困難であることは認識しているものの、両審議会がそのために最善を尽くすことを期待しています。

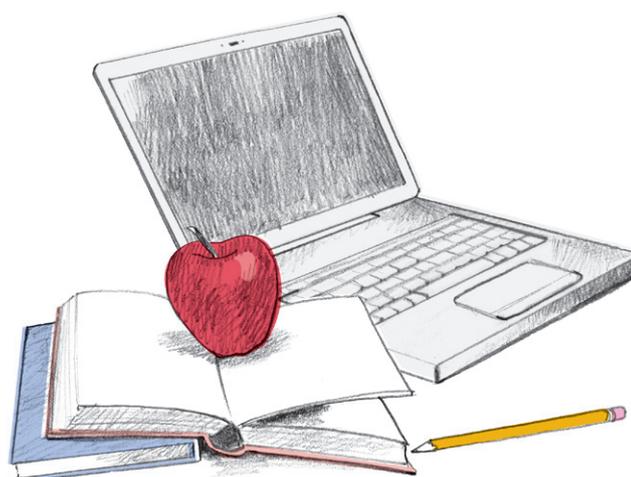
EFRAGは欧州において減損に関する提案のフィールドテストを実施

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) および各国の会計基準設定主体 (フランスのANC、ドイツのASCG、英国のFRC、イタリアのOIC) は、IASBにより提案された減損に関する基準が、営業債権とリース債権を含めた償却原価およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性の評価にどのように影響を及ぼすのかについてのフィールドテストに参加するよう企業に呼び掛けました。

このフィールドテストの目的は、予想信用損失モデルの提案がIAS第39号における既存の発生損失減損モデルの弱点を克服しているかどうかを識別することにあります。さらに、本フィールドテストでは、予想信用損失モデルの実行可能性およびそのもたらす影響や費用も対象としています。特に、以下の項目について質問を行います。

- 予想信用損失モデルは、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性をどのように反映するか
- 基準は明確かつ実行可能であるか
- 提案された予想信用損失モデルの影響について
- 提案された予想信用損失モデルの費用と便益について

本フィールドテストは2013年4月15日に開始され、質問表への回答期限は2013年6月2日となっています。



グラント・ソントン・インターナショナル はIFRS第9号の分類および測定の要 求事項を修正するIASBの提案に回 答

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、IASBの公開草案「分類および測定：IFRS第9号の限定的な修正－IFRS第9号(2010年)の修正案」についてのコメントレターを提出しました。

本レターの中で、我々は、IFRS第9号「金融商品」の現在の基準に基づいたならば公正価値測定に分類されるであろう特定の種類の金融商品について救済措置を設けるというIASBの試みに対して支持を表明しています。しかし、本提案は提起された正当な懸念に対処するには全く至っておらず、そうであれば、償却原価測定を用いることでより有用な情報を提供しうるかもしれない特定の種類の金融商品を、引き続き公正価値測定に分類することを我々は提案しています。

この公開草案のその他の主要な提案として、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する」(FVTOCI)測定区分の追加導入があります。こうした測定区分を追加導入した場合、当初のIFRS第9号で提供された複雑性の軽減が危ぶまれることを我々は認識しています。しかし、どちらかといえば、当該測定区分の追加導入を支持しています。

IAS第19号の修正案

IASBは、「確定給付制度：従業員拠出 (IAS第19号の修正案)」を公表しました。本公開草案は、従業員または第三者が確定給付制度のコストを拠出するという取決めの会計処理について簡素化したアプローチを提案しています。また、そうした拠出を勤務期間に帰属させることが求められる場合に、どのようにして勤務期間に帰属させるべきかを明確にするというねらいもあります。

確定給付制度の中には、当該制度のコストの拠出を従業員または第三者に対して要求するものもあります。従業員による拠出は、企業の給付費用を減少させます。本公開草案は、確定給付制度の正式な条件の中に、従業員または第三者からの拠出の要求が示されている場合の会計処理を扱っています。この提案によれば、こうした拠出をそれを支払うべきこととなる期間と同じ期間の勤務費用の減額として認識できるのは、当該拠出が当該期間に提供された当該従業員の勤務のみに関連している場合であり、かつ、その場合のみです。一例は、拠出が従業員の給与の固定率で、従業員の給与に対する比率が従業員の事業主に対する勤続年数に依存していないような拠出が挙げられます。

提案された修正は、実際には、このような拠出について会計処理の実務上の簡便法－その利用者にとって具合のよい－であり、2011年版よりも前のIAS第19号の下での一般的な実務を反映したものです。この修正案がなければ、従業員または第三者からの確定給付制度への拠出はすべて、勤務に関連したもので、負の給付として勤務期間に帰属させることが必要となってしまいます。その場合には、複雑な計算が要求され、実務に混乱をもたらすことになるでしょう。

デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続

IASBは、デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続に関してIAS第39号「金融商品：認識および測定」の修正案を公表しました。

本修正案の目的は、IAS第39号におけるヘッジ会計の中止についての要求事項の狭い範囲の例外を導入することにあります。具体的には、ヘッジ手段に指定しているデリバティブが、新たな法令または規制の結果として、契約更改により相手方が中央清算機関となる場合で、特定の条件を満たす時の、ヘッジ会計の中止に対する例外を提案しています。

本公開草案の文脈において、デリバティブの契約更改(novation)とは、契約の当初の相手方が新たな中央清算機関に置き換わることをいいます。国際的に首尾一貫した公平な方法で店頭(OTC)デリバティブの透明性と規制上の監督を改善するというG20(20ヶ国財務大臣・中央銀行総裁会議)の公約により生じる法令改正は、デリバティブを保有する多くの企業にとって問題となっています。こうした新しい法令または規制が、一部の法域ではすぐ発効する可能性があるため、IASBはコメント募集期限を4月2日(30日間)に短縮した公開草案を公表しました。

IASBは料金規制に関する情報提供要請を公表

IASBは調査研究プロジェクトの範囲の決定に役立てるためにさまざまな料金規制スキームの識別を試みる

IASBは、再開した「料金規制事業」の調査研究プロジェクトにおける初期活動として情報提供要請を公表しました。

2009年7月にIASBは公開草案「料金規制事業」を公表しましたが、これは特定の種類の料金規制スキームに焦点を当てたものでした。これに対するコメント提出者は、料金規制の影響をどのように財務諸表に反映させるべきなのかに関して多様な見解を示しました。多くのコメント提出者が、会計処理ガイダンスの開発の基礎となる可能性がある共通の特徴を識別するために、より広範な料金規制を検討するためのプロジェクトを拡大すべきであると提案しました。

The image shows a handwritten balance sheet on aged paper. The title is 'BALANCE SHEET' and it includes a date '10/10/10' and a reference 'O. 10.10.10. 10.10.10'. The table has four columns: 'Euro', 'Dollar', 'Yen', and 'Total'. The rows list various financial items such as 'Cash', 'Accounts receivable', 'Accounts payable', 'Equity', and 'Liabilities'. The handwriting is in black ink, and the document appears to be a sample or a real-world example of a balance sheet.

当初の料金規制事業に関するプロジェクトは、2010年9月に中断されましたが、現在再開されています。本情報提供要請の目的は、調査研究プロジェクトの範囲の決定に役立てるために、さまざまな料金規制スキームを識別することにあります。特に、料金規制の目的およびこのような目的がどのように料金規制機関の使用する料金設定の仕組みに反映されているのかに関して、具体的な質問を設けています。IASBは、今回の情報提供要請および他の調査研究を通じて蓄積されるデータを利用して、料金規制の一般的な特徴を分析するディスカッション・ペーパーを作成することを計画しています。

グラント・ソントン・インターナショナル は IFRS Top 20 Tracker – 2013年版 を公表

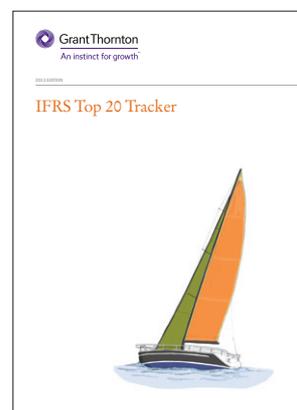
グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、2013年版「IFRS Top 20 Tracker」を公表しました。

2013年版IFRS Top 20 Trackerでは、IFRSに基づき財務諸表を作成する企業が直面する可能性のある課題として、グラント・ソントン・インターナショナルが識別した20の開示上および会計上の問題について説明しています。

2013年版で扱う項目は、以下のテーマに沿って選択しております。

- ・ 企業の財務諸表と経営者による説明が整合している必要性
- ・ 経済状況の悪化が企業の財務諸表に与えるであろう影響、特に重視するのは継続企業の前提の適用が適切であるかについて
- ・ 規制当局が関心を寄せる主な分野
- ・ 会計処理が難しい分野
- ・ 最近および間近に迫った財務報告における変更

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。

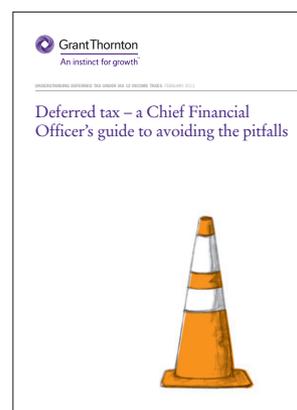


繰延税金ー落とし穴を回避するための 最高財務責任者向けガイド

グラント・ソントン・インターナショナルは、「繰延税金ー落とし穴を回避するための最高財務責任者向けガイド」の改訂版を公表しました。

本改訂版は、2012年12月31日までにIAS第12号「法人所得税」に対して行われた変更および更改を反映するために更新されており、IFRSに基づき財務諸表を作成する企業の最高財務責任者(CFO)を対象に作成されたものです。本改訂版では、IAS第12号における繰延税金の算定方法を示し、また、繰延税金に対する評価性引当金を算定する方法について概要を説明しています。それらは、最高財務責任者の方々が問題を識別し優先順位をつける上で助けとなるでしょう。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。

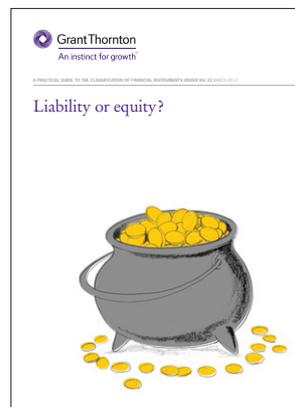


IAS第32号に基づく負債または資本の分類に関する手引きを更新

グラント・ソントン・インターナショナルは、手引き「負債か資本か？IAS第32号に基づく金融商品の分類の実用ガイド」の改訂版を公表しました。

改訂版は、本手引きが2009年に最初に公表されて以降、IAS第32号「金融商品：表示」に対して行われた修正および当該基準を解釈する上で問題が生じやすい分野に関するグラント・ソントンの最近の考え方を反映しています。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



米国のメンバーファームは最近の収益認識に関する審議について報告

米国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPは、IASBとFASBの収益認識に関する共同プロジェクトが完了に向けて進むなか、両審議会の最近の審議についての概要を説明する「最新動向の概要」を公表しました。

ここ数年間、FASBとIASBは、共同プロジェクトにより単一の包括的かつコンバージェンスの達成された収益認識モデルを開発することを目的として検討を行ってきました。そうした検討の結果、パブリック・コメントを求めて多数の文書が公表されました。最近では、2011年に公表された公開草案「顧客との契約から生じる収益」があります。

当該公開草案の公表以降、両審議会は広範囲にわたるアウトリーチ活動を行いました。このグラント・ソントンLLPの報告書では、最近の審議において両審議会が下した暫定決定を反映させるために、2011年公表の公開草案に含まれていた提案を更新しました。

予想外の問題が生じない限り、両審議会は2013年半ばに、収益認識に関するコンバージェンスを達成したガイダンスと共に最終基準を公表する予定です。最終基準化された本ガイダンス案によって、IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」およびUS GAAPにおける収益認識に関するガイダンスの大半が置き換えられます。「完成間近の収益認識に関するプロジェクト」と題した本報告書は、グラント・ソントンLLPのウェブサイト(www.grantthornton.com)で閲覧できます。



グラント・ソントン・インターナショナル は2013年のIFRS地域トレーニング計 画を発表

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、2013年にグローバルなIFRSトレーニングを実施する計画を発表しました。グラント・ソントンのメンバーファームのパートナーとスタッフは、以下の4つの地域で開催されるトレーニングに参加することができます。

- ・マイアミ
- ・ドバイ
- ・デュッセルドルフ
- ・シンガポール

グローバルなトレーニングの実施は、グラント・ソントン・インターナショナルがメンバーファームの国際ネットワーク全体にわたって高品質かつ統合したIFRSの適用を推進する多数の手段の1つです。

トレーニングのコース内容は下記に焦点を当てています。

新基準および解釈指針

最近発効となったIFRSおよび修正に関連する実務における適用上の問題を扱っているものには、以下が含まれます。

- ・「連結基準パッケージ」に関するガイダンス (IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号および改訂されたIAS第27号とIAS第28号)
- ・投資企業についての最新動向 (IFRS第10号の修正)
- ・公正価値 (IFRS第13号)
- ・従業員給付 (IAS第19号)

一般的な適用上の問題

下記の基準に焦点を当てている。

- ・IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」
- ・IAS第40号「投資不動産」
- ・規制当局の共通の調査結果を対象としたIAS第16号「有形固定資産」

一般的なIFRSの更新情報

IASBとIFRS解釈指針委員会 (IFRIC) の最新動向についての分析およびグラント・ソントン・インターナショナルが提供しているIFRS関連資料の留意点

GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSインタープリテーション・グループ(IIG)は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、フランス、スウェーデンおよびドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

四半期ごとに、IIGのメンバーのうちの一人に注目します。今回はスウェーデンの代表にスポットライトを当てましょう。

Eva Törning、スウェーデン

Eva Törningは、グラント・ソントン・スウェーデンのアカウントティング・テクニカル・パートナーです。2009年にグラント・ソントンに入所し、財務報告分野において30年以上の経験を有しています。その間、法務省およびスウェーデンの会計基準審議会に勤務し、スウェーデンと海外の両方で監査人およびファイナンシャル・マネージャーを務めました。Evaは現在、スウェーデンの会計士協会におけるアカウントティング・ポリシー・グループのメンバーです。会計および財務報告に関する本を3冊執筆しており、そのうちの一冊は大学で教科書として使用されています。また、Evaは、幅広く講演を行い、財務報告についての記事を書いています。



その他のトピックー概要

財務情報の開示に関するIASBの調査結果の概要

IASBは、財務情報の開示に関して最近実施した調査結果の概要を公表しました。IASBは、アフリカ、アジア、欧州および北米から225の回答を受け取り、一般的に開示の過重負担問題の要因と考えられるさまざまな項目を見出しました。調査結果としては、以下のようなものがあります。

- ・ 80%以上の回答者が、財務情報の開示方法を改善できるという意見に同意した
- ・ 財務諸表の作成者の大半が、開示要求は広範囲にわたりすぎており、重要でない情報を削除することについては十分な対処がなされておらず、そのことを基本的な問題として提起した
- ・ 財務諸表の作成者、監査人および規制当局は、財務報告を情報伝達の手段としてではなく、コンプライアンスの実践として捉えていることに対して懸念がある

IASBの調査結果の全容は、フィードバック・ステートメントの一部として公表されます。当該フィードバック・ステートメントでは、IASBが1月に主催した開示フォーラムから受け取ったフィードバック、およびIASBがどのように当該フィードバックに対処するつもりであるのか概ね説明されると思われます。

FEEによるIFRSに基づく結合および分離財務諸表の分析

欧州会計士連盟 (FEE: European Federation of Accountants) は、「結合および分離財務諸表 (combined and carve-out financial statements) — 一般的な実務慣行の分析」と題してディスカッション・ペーパーを公表しました。

本ペーパーは、高度に専門的であり、それゆえ十分に検討されていないとFEEが見なす結合および分離財務諸表に係る問題に関して議論を促し、一般的な実務慣行を共有することを意図するものです。

本ペーパーは、2011年のFEEのディスカッション・ペーパー「結合財務諸表」に基づき作成されており、当該ディスカッション・ペーパーに対して受け取ったコメントレーターおよびFEEがその後実施した追加の研究調査を反映しています。IFRSへ準拠した結合および分離財務諸表を作成する際に直面した最も共通的な問題や課題、およびそれらに対処するにあたり採用された最も一般的な実務慣行について説明しています。

本ペーパーは、FEEのウェブサイトで見ることができます (<http://www.fee.be>)。

EFRAGはIFRSの概念フレームワークの改訂に関する3つの報告書を公表

EFRAGとフランス、ドイツ、イタリアおよび英国の各国基準設定主体は、IFRSの概念フレームワークに関する議論を促進し、欧州の見解が当該議論に影響を及ぼすようにするために連携して取り組むと表明しました。こうした目的に関連して、EFRAGと各国基準設定主体は本トピックに関する以下の3つの報告書を公表しました。

- ・ **慎重性** — 会計基準を開発する際の慎重性の果す役割について検討する。
- ・ **財務情報の信頼性** — 信頼性を忠実な表現により置き換えること、さらに目的適合性と信頼性とのトレードオフの考え方の破棄が適切であるかどうかを検討する。
- ・ **不確実性** — 不確実性が単に測定の問題として扱われることが最適といえるか、あるいは構成要素の定義と認識規準のいずれかまたはその両方に引き続き影響を及ぼすべきかどうかを検討する。

これら3つの報告書に関するコメント募集期限は、2013年7月5日までです。

マクロヘッジに対するEFRAGのコメントレター

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、マクロヘッジに関するコメントレターをIASBに提出しました。そのレターの中では、IAS第39号に基づく既存のマクロヘッジ関係に対して、2012年9月公表のレビュー・ドラフト「IFRS第9号—一般ヘッジ会計」のマクロヘッジ関係修正案が及ぼす影響の分析結果について概要を説明しています。

本レターは、以下を含め多数の懸念に焦点を当てています。

- ・ IAS第39号に準拠した既存のポートフォリオ・ヘッジの会計実務を、レビュー・ドラフトに基づき引き続き実施できるかどうかに対する重大な不確実性
- ・ 企業がIAS第39号に準拠したポートフォリオ・ヘッジの会計実務を再度変更するよう要求される重大なリスク

IASBは現在、当該レビュー・ドラフトに対するコメントを検討し、一般的なヘッジ会計プロジェクトの審議を続けています。マクロヘッジについては、一般的なヘッジ会計と別に年内に取り組むことが予想されます。

ESMAは執行決定を公表

欧州証券監督局(ESMA: European Securities and Markets Authority)は、欧州各国の当局が行った執行決定の機密のデータベースから新たな抜粋を公表しました。

これらの決定は、さまざまな会計実務がIFRS(EU版)に基づいているかどうかについての欧州各国の当局の見解を、市場参加者に提供することを目的として公表されています。ESMAは、これらの決定およびその根拠を公表することは、欧州におけるIFRSの整合性ある適用につながると考えています。最近のデータベース抜粋(第13回)で取り上げられているトピックには、以下の事項が含まれます。

基準	トピック
IAS第39号「金融商品:認識および測定」	・ 償却原価で測定される金融負債に係る金融費用の認識
IAS第38号「無形資産」	・ 耐用年数を確定できない無形資産
IFRIC第12号「サービス委譲契約」	・ サービス委譲契約に関連する収益および費用の表示
IAS第36号「資産の減損」	・ 使用価値の算定
IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」およびIAS第40号「投資不動産」	・ 誤謬の重要性の評価
IAS第24号「関連当事者についての開示」およびIAS第34号「期中財務報告」	・ 期中財務諸表における関連当事者についての開示
IFRS第3号「企業結合」	・ 事業の定義
IFRS第7号「金融商品:開示」およびIAS第39号「金融商品:認識および測定」	・ 金融商品の公正価値に関する開示
IAS第36号「資産の減損」	・ 使用価値の算定に係る割引率
IAS第16号「有形固定資産」	・ 不動産の残存価値

英国は英国版の中小企業向けIFRSを公表

英国の財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council) は、FRS第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を公表しました。本基準では、英国の非上場会社に対して簡潔な会計処理のおよび報告の要求事項を提供しています。

FRS第102号の要求事項はIASBの中小企業向けの国際財務報告基準(中小企業向けIFRS)に基づいていますが、英国におけるコンサルテーションのプロセスを通じて受け取ったフィードバックに基づいて大幅な変更がなされています。その中でも注目すべき点は、現行のFRS およびIFRSにより容認されているが中小企業向けIFRSには含まれていない項目を、オプションに含めたことにより、英国は、中小企業向けIFRSを修正しました。例えば、有形固定資産を再評価することができます。また、中小企業向けIFRSを適用できる企業の範囲についても修正を行いました。

本基準は、2015年1月1日から適用となりますが、2012年12月31日以降に終了する会計年度から早期に適用することができます。

韓国はIFRSへの移行について報告

韓国会計基準委員会 (KASB) は、韓国におけるIFRSの適用 (韓国の上場会社は2011年以降、IFRSの適用を要求されています) によって得た知見の報告書を公表しました。本報告書では、韓国におけるIFRS導入の経緯、IFRS導入への準備としてあるいは移行期間中に行った措置、およびIFRSへの移行を検討する国や企業に対する推奨事項についての概要を説明しています。

国際統合報告評議会 (IIRC)

IIRCは4月16日に、国際統合報告フレームワークのコンサルテーション・ドラフトを公表しました。IIRCは、規制当局、投資家、企業、基準設定主体、会計専門家および非政府組織の連合体です。統合報告の目的は、組織の戦略、ガバナンス、業績や見通しがどのように短期、中期ならびに長期にわたって価値を創造するかについての情報をステークホルダーに簡潔に説明することにあります。国際統合報告フレームワークのドラフトは、統合報告の内容および情報の表示方法についてのさまざまな基本原則を提示しています。当該報告は、財務諸表を含め、より確立された形式の企業報告に取って替わるものというよりも、補完するためのものとなっており、下記のような要素が含まれます。

- 組織の概要および外部環境
- ガバナンス
- 機会とリスク
- 戦略と資源配分
- ビジネスモデル
- 業績
- 将来見通し

IIRCとIASBは最近、企業による統合報告のフレームワークを開発するIIRCの作業に関して連携を深めるために両組織で協定を結びました。Grant Thorntonは、IIRCの試験的なプログラムへの参加を含め、さまざまな方法で当該作業に支援を行っています。

本コンサルテーション・ドラフトはwww.theiirc.orgから入手可能となっており、2013年7月15日までコメントを募集しています。



新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準および国際財務報告解釈指針(IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2015年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第10号、第12号、IAS第27号	投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の改訂)	2014年1月1日	可
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺(IAS第32号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、「開示—金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)
IFRS第10号、第11号、第12号	連結財務諸表、共同支配の取決めおよび他の企業への関与の開示: 経過措置ガイダンス—IFRS第10号、第11号および第12号の修正	2013年1月1日	可
さまざまな基準および指針	年次改善2009年—2011年サイクル	2013年1月1日	可
IFRS第1号	政府からの借入金—IFRS第1号の修正	2013年1月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産と金融負債の相殺(IFRS第7号の改訂)	2013年1月1日	言及されていない(ただし、可と推定する)
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト	2013年1月1日	可

2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業への関与の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第28号	関連会社および共同支配企業に対する投資	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS実務記述書	経営者による説明:表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IAS第19号	従業員給付(2011年改訂)	2013年1月1日	可
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示(IAS第1号の修正)	2012年7月1日	可
IAS第12号	繰延税金:原資産の回収(IAS第12号の修正)	2012年1月1日	可
IFRS第1号	激しい超インフレおよび初度適用企業に対する固定日付の廃止(IFRS第1号の修正)	2011年7月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産の譲渡(IFRS第7号の修正)	2011年7月1日	可

2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2010年版)	特に指定のない限り、2011年1月1日(2010年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRIC第14号	最低積立要件のもとでの前払い—IFRIC第14号の修正	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可(基準全体または政府関連企業に対する一部免除のいずれか)

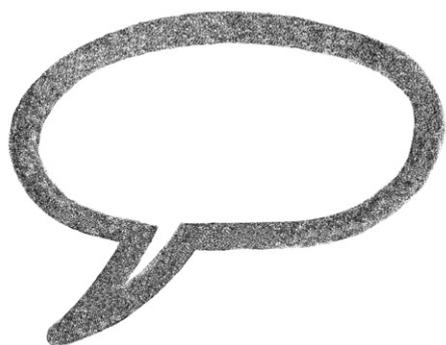


コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
情報提供の要請	情報提供の要請: 料金規制	2013年5月30日
公開草案	金融商品: 予想信用損失	2013年7月5日
公開草案	確定給付制度: 従業員拠出 (IAS第19号の修正案)	2013年7月25日



Grant Thornton

An instinct for growth™

www.gti.org

© 2013 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。